

平成 20 年 2 月 12 日作成

(社)長崎県中小建設業協会

## 長崎県経営事項審査受付日程の変更について

毎日のお仕事、大変お疲れ様です。

早速ですが、新経営審査制度が 4 月 1 日より施行される事に伴い、長崎県の受付日程等における取り扱いが、下記のとおり変更されますので、ご案内致します。

| 受付日程                  | 内容  |
|-----------------------|---|
| 20 年 3 月 4 日(火)以前受付の者 | 予定どおりの日程で受付(旧制度で受審)   |
| 20 年 3 月 5 日(水)以降受付の者 | 長崎県より該当業者へ、遅くとも 2 月 22 日<br>までには「日時の変更の通知」を行う。<br>(4 月以降に新制度で受審の予定) |

再審査申請・新様式の入手については、わかり次第お知らせします。  
経営分析申請の取り扱いについても、わかり次第お知らせします。

### (その他) 許可申請の際の添付書類追加について

成年被後見人等の建設業許可の欠陥基準に関し、新たに

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書  
( 法務局で取得)

成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、  
破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書  
( 市役所で取得)

の添付が義務付けられます。(20 年 4 月 1 日申請分より適用)

その他、建設業法施行規則及び関連の告示、通知等の改正については、「国土交通省総合政策局建設業課」の HP 等をご参照下さい。